

## 指定構造計算適合性判定機関の委任について

静岡県では、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任しております。

### 静岡県知事第 1 号

名称	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター
主たる事務所の所在地	静岡市葵区追手町 2 番 12 号
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター 静岡市葵区追手町 2 番 12 号
構造計算適合性判定の業務の開始の日	平成 27 年 6 月 1 日
業務区域	静岡県全域
判定対象建築物	全ての建築物

### 静岡県知事第 2 号

名称	一般財団法人日本建築センター
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地 一般社団法人日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番 15 号
構造計算適合性判定の業務の開始の日	平成 27 年 6 月 1 日
業務区域	静岡県全域
判定対象建築物	全ての建築物